

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 市長の責務（第3条—第8条）

第3節 市民及び事業者の責務（第9条）

第2章 都市景観市民団体（第10条—第14条）

第2章の2 景観計画区域内における行為の届出等（第14条の2—第14条の4）

第3章 都市景観重点地区（第15条—第19条）

第4章及び第5章 削除

第6章 表彰及び助成等（第27条—第30条）

第7章 都市景観審議会（第31条—第38条）

第8章 雑則（第39条・第40条）

付則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、豊かな自然と歴史的遺産を守り、次代の人々に受け継がれていく優れた都市景観をつくり上げるために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 優れた都市景観 都市景観を形づくる建築物、工作物、広告物、緑地、河川、湖沼等の様々な要素の間に調和ある関係が形成されている状態をいう。
- (2) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (3) 工作物 建築基準法第88条第1項に規定する工作物で、広告物以外のもの及び規則で定めるものをいう。
- (4) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物及びこれらを掲出する物件をいう。

第2節 市長の責務

（市長の責務）

第3条 市長は、この条例の目的を達成するために、総合的かつ計画的な施策の策定及び実施に努め

なければならない。

2 市長は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見、要望等が十分反映されるよう努めなければならない。

第4条 削除

(平20条例41)

(先導的役割)

第5条 市長は、道路、公園その他公共施設の整備改善に当たっては、優れた都市景観づくりに先導的役割を果たすよう努めなければならない。

(諸制度の活用)

第6条 市長は、優れた都市景観づくりに資するため、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法、屋外広告物法、都市緑地法（昭和48年法律第72号）等に基づく諸制度の活用を図るよう努めなければならない。

(平20条例41・一部改正)

(国等に対する協力要請)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体に対し、優れた都市景観づくりについて協力を要請するものとする。

(市民意識の高揚等)

第8条 市長は、市民及び事業者の都市景観に関する知識の普及及び意識の高揚を図るため、必要な措置を講じなければならない。

第3節 市民及び事業者の責務

(市民及び事業者の責務)

第9条 市民及び事業者は、優れた都市景観に関する意識を高めることにより、それぞれの立場から優れた都市景観づくりに寄与するよう努めなければならない。

2 市民及び事業者は、市長が実施する優れた都市景観に関する施策に協力するものとする。

第2章 都市景観市民団体

(都市景観市民団体の認定)

第10条 市長は、市内において優れた都市景観の形成を推進することを目的として組織された市民団体で、次の各号に掲げる要件を満たすものを都市景観市民団体として認定することができる。

- (1) その活動が、優れた都市景観づくりに有効と認められるものであること。
- (2) その活動が、多数の住民に支持されていると認められるものであること。
- (3) その他規則で定めるところにより規約が定められていること。

2 前項の規定による認定を受けようとする市民団体は、その代表者が、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(都市景観市民団体の認定の取消し)

第11条 市長は、前条第1項の規定により認定した都市景観市民団体が、同項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるとき、又は都市景観市民団体として適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(平20条例41・一部改正)

(景観計画の提案団体)

第11条の2 法第11条第2項に規定する条例で定める団体は、都市景観市民団体とする。

(平20条例41・追加)

(都市景観市民提言)

第12条 市民及び市民団体は、次の各号に掲げる事項について、都市景観市民提言（以下「提言」という。）として市長に提出することができる。

- (1) 優れた都市景観づくりのための構想
- (2) 都市景観重点地区の指定
- (3) 優れた都市景観づくりに関する意見、要望

2 市長は、優れた都市景観づくりのための施策の策定及び実施に当たっては、前項に規定する提言に配慮するよう努めなければならない。

(平20条例41・一部改正)

(都市景観市民協定の認定等)

第13条 市長は、優れた都市景観づくりのため、次の各号に掲げる事項のうち必要なものについて、都市景観市民団体が定めた協定を都市景観市民協定（以下「協定」という。）として認定することができる。

- (1) 建築物の敷地における位置、規模、形態、色彩に関する事項
- (2) 工作物又は広告物の位置、形態、色彩に関する事項
- (3) 緑化等に関する事項
- (4) その他優れた都市景観づくりに有効であると認める事項

2 前項の規定による協定の認定を受けようとする都市景観市民団体は、その代表者が、前項各号に掲げる事項のうち必要なもの及び規則で定める事項を記載した都市景観市民協定書を作成して、市長に申請しなければならない。

3 市民団体の代表者は、協定を変更し、又は廃止したときは、その内容を市長に届け出なければならない。

4 市長は、前項の規定による廃止の届出を受理したとき、又は協定の内容若しくは運用が優れた都市景観づくりを行ううえで適当でなくなったと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

5 市長は、協定を認定し、又はその認定を取り消したときは、告示しなければならない。

(平20条例41・一部改正)

(都市景観市民協定の尊重要請)

第14条 市長及び市民団体は、協定の目的となっている地区において、当該協定に適合しない行為をしようとする者に対し、当該協定を尊重するよう要請することができる。

第2章の2 景観計画区域内における行為の届出等

(平20条例41・追加)

(法第16条の適用除外)

第14条の2 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の建築等（法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。次条第1号において同じ。）のうち、当該建築物の地盤面からの高さ又は建築面積が規則で定める数値以下のもの
- (2) 工作物（次号に掲げるものを除く。）の建設等（法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。次号において同じ。）のうち、当該工作物の地盤面からの高さ、敷地面積、延長等が規則で定める数値以下のもの
- (3) 門、垣その他規則で定める工作物の建設等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものとして規則で定める行為

(平20条例41・追加)

(特定届出対象行為)

第14条の3 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の建築等のうち、当該建築物の地盤面からの高さ又は建築面積が規則で定める数値を超えるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、特に必要があるものとして規則で定める行為

(平20条例41・追加)

(公表)

第14条の4 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、規則で定めるところによりその旨を公表することができる。

(平20条例41・追加)

第3章 都市景観重点地区

(都市景観重点地区の指定等)

第15条 市長は、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）に基づき、優れた都市景観づくりを行う必要があると認める地区を都市景観重点地区として指定することができる。

2 都市景観重点地区は、次の各号のいずれかに該当する地区について指定するものとする。

- (1) 歴史的な雰囲気を残し、特色ある市街地景観を形成する地区
- (2) 住宅又は商業及び業務施設が、一体となり、良好で、かつ、特色ある市街地景観を形成する地区
- (3) 良好な自然景観や集落景観を有する地区

- (4) 道路や水辺に沿って良好な市街地景観を形成する地区
- (5) 周辺の景観を阻害し、計画的に改善する必要がある地区
- (6) その他優れた都市景観のために計画的に整備していく必要があると認める地区

3 市長は、第1項の規定によるもののほか、第13条第1項の規定により認定された協定の目的となっている地区を都市景観重点地区に指定することができる。

4 市長は、第1項及び前項の規定による指定をするときは、あらかじめ、当該地区の住民及び利害関係者の意見を聴くものとする。

5 第13条第5項の規定は、都市景観重点地区の指定又は変更について準用する。

(平20条例41・一部改正)

(地区都市景観計画の策定等)

第16条 市長は、都市景観重点地区を指定したときは、当該地区の地区都市景観計画を策定しなければならない。

2 地区都市景観計画には、都市景観重点地区ごとに優れた都市景観づくりの基本目標、公共施設の整備に関する方針及び優れた都市景観の整備のための基準（以下「都市景観基準」という。）を定めるものとする。

3 第13条第5項の規定は、地区都市景観計画の策定又は変更について準用する。

(平20条例41・一部改正)

(行為の届出等)

第17条 都市景観重点地区において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その内容を市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、除却、大規模な修繕若しくは大規模な模様替え又は外観の色彩の変更
- (2) 広告物の位置、改造、移転、修繕又は色彩の変更
- (3) 土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採又は植栽

2 前項の規定は、次の各号に掲げる行為には適用しない。この場合において、第3号又は第4号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その内容を市長に通知しなければならない。

- (1) 通常管理行為又は規則で定める軽易な行為
- (2) 非常災害のため必要な臨時応急の措置として行う行為
- (3) 都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業として行う行為又はその他規則で定める都市計画に適合する行為
- (4) 国若しくは地方公共団体又はこれらが設立した団体が行う行為

(平20条例41・一部改正)

(地区都市景観基準の遵守)

第18条 都市景観重点地区において、前条第1項各号に該当する行為をしようとする者は、当該地区の都市景観基準に適合するよう努めなければならない。

(平20条例41・一部改正)

(助言及び指導)

第19条 市長は、第17条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市景観基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる。

(平20条例41・一部改正)

第4章及び第5章 削除

(平20条例41)

第20条から第26条まで 削除

(平20条例41)

第6章 表彰及び助成等

(表彰)

第27条 市長は、優れた都市景観づくりに寄与していると認められる建築物、工作物、広告物その他の物件の所有者、設計者又は施行者を表彰することができる。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、優れた都市景観づくりに貢献している個人又は団体を表彰することができる。

(都市景観市民団体等に対する助成等)

第28条 市長は、第10条第1項の規定により認定した都市景観市民団体に対して、技術的援助を行い、又はその活動に要する経費の一部を助成することができる。

(優れた都市景観づくりに対する助成等)

第29条 市長は、第17条第1項の規定による届出をした者が、優れた都市景観づくりのために行う行為のうち、必要と認めるものについて、技術的援助を行い、又はその行為に要する経費の一部を助成することができる。

(平20条例41・一部改正)

(景観重要建造物等に対する助成)

第30条 市長は、法第19条第1項に規定する景観重要建造物（以下「景観重要建造物」という。）又は法第28条第1項に規定する景観重要樹木（以下「景観重要樹木」という。）の所有者又は管理者に対し、その保存のために技術的援助を行い、又はその保存に要する経費の一部を助成することができる。

(平20条例41・一部改正)

第7章 都市景観審議会

(都市景観審議会)

第31条 優れた都市景観づくりを推進するため、水戸市都市景観審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平20条例41・一部改正）

（審議事項）

第32条 審議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 景観計画に関すること。
- (2) 都市景観重点地区及び地区都市景観計画に関すること。
- (3) 景観重要建造物及び景観重要樹木に関すること。
- (4) その他優れた都市景観づくりに関すること。

（平20条例41・一部改正）

（組織等）

第33条 審議会は、関係機関、団体の役員及び学識経験者のうちから、市長が委嘱又は任命する15人以内の委員をもって組織する。

- 2 審議会に、必要に応じ3人以内の臨時委員を置くことができる。
- 3 臨時委員は、審議事項に係る関係住民のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第34条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 臨時委員の任期は、当該審議事項の審議が終了するまでとする。

（会長及び副会長）

第35条 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、審議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第36条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は2分の1以上の委員（臨時委員を含む。）の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門部会）

第37条 審議会に、優れた都市景観について調査、検討するため専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の委員は、第33条第1項に規定する委員のうちから、会長が別に定める。
- 3 部会に、部会長を置く。
- 4 部会長は、部会の委員の互選により選出し、その運営については、前条の規定を準用する。

5 部会において調査、検討を行った場合は、当該調査、検討の結果を審議会に報告するものとする。
(義務的意見聴取)

第37条の2 市長は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。

- (1) 景観計画の策定又は変更をしようとするとき。
- (2) 法第14条第1項に規定する通知をしようとするとき。
- (3) 都市景観重点地区の指定又は変更をしようとするとき。
- (4) 地区都市景観計画の策定又は変更をしようとするとき。
- (5) 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定又は指定の解除をしようとするとき。

(平20条例41・追加)

(庶務)

第38条 審議会の庶務は、都市計画部において行う。

第8章 雑則

(学識経験者等への意見聴取)

第39条 市長は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、規則で定めるところにより学識経験を有する者等の意見を聴かななければならない。

- (1) 法第16条第3項の規定による勧告をしようとするとき。
- (2) 法第17条第1項又は第5項の規定による命令をしようとするとき。
- (3) 法第26条の規定による命令又は勧告をしようとするとき。
- (4) 第14条の4の規定による公表をしようとするとき。
- (5) 第19条の規定による助言又は指導をしようとするとき。

(平20条例41・追加)

(委任)

第40条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(平20条例41・旧第39条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、規則で定める日から施行する。

(平成6年規則第2号で平成6年4月1日から施行)

(水戸市都市景観審議会条例の廃止)

2 水戸市都市景観審議会条例(平成元年水戸市条例第13号)は、廃止する。

付 則(平成20年12月24日条例第41号)

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成21年規則第4号で平成21年4月1日から施行)